

第 49 回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

I 日時：令和 6 年 11 月 13 日（水） 午後 1 時～

II 場所：シンフォニーヒルズ 別館 5 階レインボー

III 出席者

1 【出席委員 19 人】

二宮副会長、阿部委員、浅井委員、稲吉委員、江良委員、遠藤委員、小野田委員、小林委員、佐藤委員、鈴木委員、高橋委員、田中（麻）委員、坪井委員、津村委員、中山委員、町田委員、三尾委員、山崎委員、小尾委員、田中（香）委員

2 【欠席委員 6 人】

石井会長、石川委員、遠藤委員、黒沢委員、林委員、宮嶋委員

3 【事務局】

子育て支援部長、児童相談部長、子育て政策課長、子ども・子育て計画担当課長、子育て応援課長、子育て施設支援課長、保育課長、児童相談課長、相談援助担当課長、児童保護担当課長、子ども家庭支援課長、青戸保健センター所長、教育指導課長、教育支援課長、放課後支援課長、他担当職員、委託業者研究員

IV 次第

1 開会

2 委員紹介【資料 1】

3 議事

（1）「葛飾区子ども・若者総合計画」の策定について

葛飾区子ども・若者総合計画（素案）概要について 【資料 2－1】

葛飾区子ども・若者総合計画（素案） 【資料 2－2】

（2）葛飾区少子化対策に関する区民意識調査報告について

少子化対策に関する区民意識調査結果 【資料 3】

（3）令和 6 年葛飾区子育て支援に関するアンケート調査について

子育て支援に関するアンケート調査結果 【資料 4－1】

子どもからの意見一覧（令和 6 年度） 【資料 4－2】

子育て支援に関するアンケート調査結果について 【資料 4－3】

4 閉会

V 配付資料

葛飾区子ども・子育て会議（第 49 回）次第

資料 1 委員紹介

資料 2－1 葛飾区子ども・若者総合計画（素案）概要について

資料 2－2 葛飾区子ども・若者総合計画（素案）

資料 3 少子化対策に関する区民意識調査結果

資料 4－1 子育て支援に関するアンケート調査結果

資料 4－2 子どもからの意見一覧（令和 6 年度）

資料 4－3 子育て支援に関するアンケート調査結果について

VI 議事要旨

1 開会

副会長

- 会長が不在のために副会長が進行する旨伝達。
- 傍聴人がいる為、注意事項を伝達。
- 区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。

事務局

- 出欠状況について報告。定足数に達している為、会議が成立している旨伝達。
- 配付資料について確認。

2 委員紹介

副会長

- この度新たに就任された委員の方がいらっしゃいますので自己紹介をお願いいたします。
- 資料1として、子ども・子育て会議委員の一覧をご用意させていただきました。
(委員の自己紹介)

3 議事

(1) 「葛飾区子ども・若者総合計画」の策定について

副会長

- 議事(1)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料2-1「葛飾区子ども・若者総合計画(素案)概要について」)

- こちらは、資料2-2「葛飾区子ども・若者総合計画(素案)」7ページからの第1章に位置付けた計画策定に当たっての概要となります。本計画は、現行の「第2期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」及び「葛飾区子ども・若者計画」の理念や目標を踏まえ、両計画を一体化して策定することにより、子ども・若者や子育て支援施策のさらなる充実を図るものです。
- 2、計画の位置付けをご覧ください。本計画は、現行の「第2期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」と「葛飾区子ども・若者計画」でも位置付けている子ども・子育て支援法の市町村子ども・子育て支援事業計画などのほか、今回新たにこども基本法第10条第2項の市町村こども計画としても位置付けていくものです。
- 4、基本目標をご覧ください。こちらは資料2-2「葛飾区子ども・若者総合計画(素案)」67ページからの第3章に位置付けた計画の基本的な方向性の概要となっています。本計画の基本目標は、葛飾区子どもの権利条例の基本理念や葛飾区子ども・若者基本構想の理念を踏まえ、「子ども・若者の最善の利益の実現に向けて、全ての子ども・若者が健やかに成長・自立できるよう地域全体で寄り添い、支えるまち「かつしか」と定めます。
- 次に2ページの5、施策の体系をご覧ください。施策の体系については、こども大綱を踏まえ、ライフステージごとの事項として、主に子どもが生まれる前と乳幼児期の子どもと子育て家庭の支援として基本方針1、主に就学後の子どもと若者の支援として基本方針2を位置付けます。また、ライフステージを通した事項として、主に困難な状況に置かれている子ども・若者や子育て家庭への支援として基本方針3、主に子どもの権利や心身の安全を守るための支援として基本方針4、主に関係団体における子ども・若者支援や安心して過ごせる居場所に関する支援として基本方針5を位置付けます。資料中に二重丸や星のマークがついているものは、子育て支援に関するアンケートや少子化対策区民意識調査における課題に対応した施策を表しております。
- 3ページには、資料2-2の79ページからの第4章の施策の展開における基本方針ごとの各施策に位置付ける事業の一覧となっております。施策ごとに位置付けた事業は、再掲事業を

除き、計画事業として全体で 226 事業、うち新規事業として 14 事業となっています。3・4 ページの事業名の右隣の新規記載については本計画の新規事業であり、令和 7 年度から実施する事業のほか、既存事業であっても、子ども・子育て支援法の改正などにより新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業を新規事業として位置付けております。また、中期と記載されている事業は、本計画の上位計画となる、区の中期実施計画に位置付けられた事業を示しております。

- 次に 5 ページの 6, 0 歳から 5 歳の推計人口をご覧ください。こちらは、資料 2-2 の 205 ページからの第 5 章に位置付けた子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策の概要となっています。こちらは、8 月の子ども・子育て会議にてご意見をいただき、新型コロナウイルス感染症流行後の令和 3 年度から令和 6 年度の人口をもとに、コーホート変化率法により計画期間中の乳幼児人口の見込みを算出したものを掲載しております。
- また、7, 教育・保育の量の見込み及び確保方策と、6 ページの 8, 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策をご覧ください。こちらは、今年度 2 回開催した子ども・子育て会議作業部会や、8 月及び 10 月の子ども・子育て会議にてご意見をいただいて確定した、計画期間中の教育・保育施設等の量の見込みとなっております。

（「子ども・子育て支援法改正により地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた新規事業の量の見込みと確保方策について」）

- こちらは、令和 6 年 10 月 10 日に国から発出された、第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改定版 Ver 2）の 33 ページ以降に示されている考え方を踏まえて算出した、新規 3 事業の量の見込みと確保方策となります。
- 1 ページの 17, 妊婦等包括相談支援事業をご覧ください。こちらの事業は、令和 5 年度より「出産・子育て応援交付金」事業において、経済的支援と組み合わせた「伴走型相談支援」として実施しており、①妊娠届出時②妊娠 8 か月前後③出生届出から乳幼児家庭全戸訪問までの間に面談等を実施し、必要な相談支援につなげていくものとなっております。
- 量の見込みについては、計画期間中の各年度の妊娠届出数等を推測して算出することとされております。過去 3 年間に於いて、翌年度の 0 歳児に対する親子健康手帳交付件数の比率の平均に、人口推計に基づく令和 8 年度から 12 年度の 0 歳児の人数をかけて算出した、令和 7 年度から令和 11 年度の妊娠届出数見込みに、現在実施している 1 組当たりの面談等回数 3 回をかけて算出しております。確保方策については、国の手引きにより拠点での実施回数と業務委託での実施回数を分けて記載することとなっており、本区では 3 回目に行う乳幼児全戸訪問を委託事業として行っていることから、業務委託にその回数を記載し、残りの回数を子ども総合センター等としております。
- 次に 2 ページ 18, 乳児等通園支援事業をご覧ください。こちらの事業は、0 歳 6 ヶ月から満 3 歳未満で教育・保育施設等に通っていない乳幼児を対象に、月一定時間を上限に遊びや生活の場を提供するとともに、その保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談や子育てについての情報提供や助言等を行うものです。
- 量の見込みについては、国の手引き 34 ページの②乳児等通園支援事業に基本的な算出式が示されており、この算出式をもとに令和 8 年度から令和 11 年度の 0 歳から 2 歳の必要定員数いわゆる量の見込みを算出し、それと同数を確保方策としております。なお、本事業については、現在国のこども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会にて人員配置や設置運営基準等の検討をしており、令和 7 年 3 月に取りまとめたものが発出される予定です。その内容を踏まえ、令和 7 年度は区として、実施方法等の検討を行いたいと考えております。
- 次に、4 ページの 19, 産後ケア事業をご覧ください。こちらの事業は、産後の母子の誰もが必要とする産後ケアを受けられるよう事業を行い、産後ケアを利用することで、心身のケアや育児支援などのサポートを受け、産後も安心して子育てができるように支援するものです。量の見込みについては、国の手引き 35 ページの③産後ケア事業に基本的な算出式が示されており、この式をもとに算出しております。産後ケア事業については、国の産後ケア事業ガイドラインにおいて、産後ケア事業はユニバーサルサービスとして産後ケアを必要とする全ての母親が対象としていることから、C 利用見込み産婦数分の B 全産婦数に当たる利用率を 100%と見込んでおります。また、令和 6 年度の基本利用料の無償化により、利用者数が大幅に増加していることから、D の平均利用日数については、令和 6 年度実績見込みから算出し

ております。これらをもとに令和 7 年度から令和 11 年度の量の見込みを算出し、それと同数を確保方策としております。

- 本日、委員の皆様からご意見をいただき、ご了承を得られるようであれば、資料 2-2 の 225 ページと 229 ページに記載の 17、妊婦等包括相談支援事業、18、乳児等通園支援事業、19、産後ケア事業に記載の調整中の箇所に、ご説明した量の見込みと確保方策を記載したいと考えております。本計画の素案については、この後開催される子ども・若者支援地域協議会や区議会に付議し、最終的に調整した草案を、12 月から 1 月にかけてパブリック・コメントにて区民の皆様からご意見をいただき策定を進めてまいります。

副会長

- ただいまの事務局の素案に関する説明と、今回新たに国から手引きが示されたことにより、新規 3 事業の量の見込みと確保方策についても説明がありました。事務局からは素案のほか、量の見込みと確保方策についてもご意見をいただき、委員の皆様から了承を得られるようであれば、素案に反映したいとのことですが、ご質問、ご意見等はございますか。

委員

- 乳児等通園の支援事業という形は今まであまりなかったと思います。遊びや生活の場を一定時間を上限に提供し、保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談を行うとありますが、具体的にどこでどのようにどのくらいの規模でやるということを考えられていますでしょうか。区内の色々な施設を利用するのであれば、どのようなものを考えているのかというのを聞きたいです。量的な見込みとしてやることは全く問題ないと思いますが、具体的に何を考えてどういう事業を行おうとしているのか、ご説明いただけるとありがたいです。

子育て施設支援課長

- 現状、具体的な基準を国からどう示されるのか、一定時間の上限が何時間になるのか、というのが決まっておらず議論されているところです。都が誰でも通園制度のモデル事業を行っておりますが、具体的に面談を必須としているものではなく、定期的に一時保育をするようなイメージの事業を展開しているところで、ここで出た課題や、今後国から示されるものを踏まえて、区が誰でも通園制度をどのように実施していくのか、検討準備をしている状況です。具体的にどこでどのようにというのはまだ決まっておりません。

委員

- これをやるのであれば、保育士や相談員の確保が必要になってくると思います。場所は提供する、保育は預かるだけの場所ということでしたら、こんなものは考える価値はないわけです。その辺を具体化していくのは、いわゆる自治体の定めではございますが、それを考えてやらなければいけない。一つ大事なことは、子どもたちを取り巻く環境の中で親子間の愛着形成というのが非常に薄れていて、そういうトラブルが非常に多いということです。お母さんの子育てに対する不安など、出生直後はお母さんの健診という形ではありますが、その後に対して何らかのケアがなされていないと思います。そこで面談することについても、独自性を持って区として考えていくということが必要だと思います。愛着形成ができていない子どもというのは、色々な形で親に対する信頼度とか大人に対する信頼というのを失われます。その後の虞犯行為や非行とかですね。それから今、児相の関係を見ますと、非常にその辺のところの問題が多く取り沙汰されています。私は母親と本当は離れさせたくないというのが基本的な考え方です。今、少子化の流れの中で子どもたちが面倒を見てもらえないという状況が起こらないような、それに対して母親が放棄しないというような環境を作っていくということは、社会としてやっていかなければいけないことなのだろうと思いますので、ぜひその辺をお考えください。

子育て施設支援課長

- まさにおっしゃっていただいたように、保育士確保だけの問題ではないと思っておりますし、国の方でも、実施場所についても、保育園だけではなく、子育て広場等、様々な場所が想定されているところですので、区としてやるべき面談がどのようなものなのかということも含めて検討した上で進めてまいります。

委員

- 95 ページの男性の家庭生活への参画支援事業について。父親がしっかりと家事や育児に取り組んで母親を一人にしないということがどうしても必要になってくると思います。ただそれ

に対して父親が学ぶべき場所がないとか、育休の制度がだんだん複雑化して取り方がわからないとか、実際は会社で説明しなければいけないことはあっても、自治体としてもしっかりと事業者の説明をするようにして欲しいです。あとは、区の職員の方々も育休をぜひ積極的に取っていただいて、見本としてなっただけのといいなと思っています。

- 69 ページの基本理念の部分です。子ども自身が自分の意見を自由に表明でき、という記載がありますが、形式的ではなく、実際に子どもと話し合いができる場があればいいと思います。子どもの意見をまとめる場や子どもの権利委員会などで、子どもも一緒になって話し合う場があるといいなと。アンケートの回答をそのまま子どもの意見とするのではなく、実際の子どもの意見を聴いたもので作っていかればと思います。
- 親に余裕がなく、子どもに体験活動させることがなかなか難しいという家庭があって、体験格差という言葉も出てきております。以前は、学校で芸術鑑賞等、当たり前のようにあったと思うのですが、今はもうなくなっているのではないかと思います。このようなことを積極的に自治体で動いていただくといいのかなと。こういう事業をやっています、各家庭で考えて来てくださいますとなると、やはり家庭によっては参加できないという家庭が出るので、学校であれば、みんな連れて行くことができると思います。
- 学校についてです。PTAとかで出入りしていると、先生方はまだまだ忙しいなと思います。全く余裕がないなと。子どもたちのことを見ていられるんだろうかという部分がものすごくある。目立つ子はフォローできると思うんですけど、目立たず、いい子に見えるような子のフォローがやはりどうしても後回しになってしまうのではないかと思います。そのあたり、学校が楽しいと子どもが思えるのと同時に、教員の方々も意欲的に取り組んでいただけるような環境をぜひ作っていただきたいなと思います。

子ども・子育て計画担当課長

- まず一つ目の男性の家庭生活への参画支援についてです。この計画の中では人権推進課の取り組みとして事業所管課と表記しておりますが、当然、我々子育て支援部の方でも様々な事業をやっております。その中でも、お父さんが参加していただけるような取り組みもありますので、そのあたりはこの事業所管課だけではなく、子育て支援部としても受け止めさせていただければと考えております。
- もう一点、子どもの意見表明についてです。葛飾区子どもの権利条例ができてからの動きの中で、子どもの権利委員会という形で区の子どもの権利が守られているかという検証の会議体を運営しているところですが、それ以外のところでお子さんに直接意見聴取や意見交換をする場を作るべき、というようなご提案だと思います。そのあたりは子どもの権利委員会の委員の皆様のご意見もお聴きしながら、具体的にどんなことができるか考えてまいります。

副会長

- 体験格差について何かございますか。

教育指導課長

- 体験格差につきましては、報道等でも取り上げられて大変課題に感じているところでございます。区内におきましては、自然体験学習、宿泊学習を含めたところで公教育における役割をきちんと果たしていると認識をしています。これからも継続して進めてまいります。

委員

- 区内の社会的養護関連施設の母子生活支援施設が2カ所あったりなど、児童養護施設が2カ所、ファミリーホームなど複数あると思います。今回の計画の中には入っていないのですが、都内全域からお子さんが入所する性格上、入っていないのかなとも思っています。一方で、区の児童相談所開設により、指導検査も区に移ったこともあり、計画に掲載することは検討されているのかお聞きしたいです。そのあたり検討されて妥当という判断であれば、それはそれで致し方ないと思うのですが、検討なされていなければ、ぜひ検討いただければと思います。ほか、社会的養護を離れたケアリーバーへの支援事業は入っているので、どのように考えたらいいのでしょうか。

児童相談課長

- 児童養護施設等の子どもの養育というところは、現在、同時進行で葛飾区社会的養育推進計画を作成しており、子どもに児童福祉施設での健全な養育ができるようにという視点で、葛飾区社会的養育推進計画に入れています。一方で、ケアリーバーの支援というのは非常に大

切なところであることから、今回こちらの子ども・若者総合計画に入れているほか、社会的養育推進計画の方でも取り上げさせていただいているという状況になっております。

委員

- 社会的養育推進計画に入っているのですが、子ども・若者総合計画に入れないということですか。

児童相談課長

- 葛飾区児童相談所を昨年開設し、認可権などが区に移ってきている中でどのように取り扱っていくかということはあると思いますが、今回、社会的養育というところで視点を置き、社会的養育推進計画の方で取り上げさせていただいたという経緯でございます。

副会長

- 社会的養護、社会的養育の分野に関しましては非常に重大な問題ですが、そちらの計画の方とも連携を取りながら進めていくということですね。

委員

- 子どもの放課後の居場所についてです。子育ての一部と考えたときに、例えば学童だったり葛飾区ではわくチャレであったり、色々な預かり場所がある中で、今、働いている方が非常に多く、できれば学校から出ない校内学童や、校内のわくチャレで過ごさせたいという親の要望が非常に多いです。以前、別件でわくチャレを1年生で入った当日からやりたいという意見が出たときに、運営者から「学童はお預かりしている立場ですが、わくチャレについては、見守りというスタンスです。1年生はかなり疲れているし、負担にもなっているの、それを「行っておいで」とするのが、子どもの目から見てどうなんだろう」というような意見をいただきました。その時に、私も働いている親の支援がすごく大事だと思う反面、子どもの立場からして、すごく緊張して小学校に行って疲れて、その後も学校で過ごさないといけない、行きたくないとなったら本末転倒かなと思うので、子どもの支援の仕方、色々な角度から働いている親の支援、小さい子どもの視点から見た支援について考えていただければと思います。

地域教育課長・放課後支援課長

- 放課後の過ごし方についてです。子どもが学校に行く際、朝自宅を出てから帰宅するまで、通学路のみで生活できる環境が非常に大切だと考えております。葛飾区では、校内に学童を整備するという方針であり、現在徐々に進めていく中で、例えば改築校にあっては校内に学童を整備している状況です。実際に学童のお子さんというのは親が就労しているのが条件になっていますので、家に帰っても親がいないという前提の中で、例えば保育士や教員免許を持った学童の職員が、さらに実践を経て東京都の研修を受けて支援の資格を持つという点でいうと、親も非常に安心して預けられるという環境であると考えております。
- 一方で、区ではわくチャレ、国では放課後子ども事業と言われておりますが、葛飾区の場合地域の方のご協力を得ている状況から、子どもを扱うプロではありません。子育てを経験されているので、お子さんとの接し方等はもちろんベテランの部分ではあるんですが、かといって学童みたいなプロではないという中では、4月早々から預かる環境がいいのかという議論はあるかなと思っております。わくチャレは異学年交流も目的としており、1年生のお子さんからすると緊張はあると思います。そのため、今1年生からやっているところでも、だいたいゴールデンウィーク明けから受け入れという環境が、子どもにとっても良いのではないのかという視点で今進めているというような状況です。ご意見も踏まえながら、今後どのような形で子どもたちに環境を提供するのがいいのか、引き続き検討していきます。

委員

- 202 ページの子ども若者の居場所づくりの推進についてです。これは進んでやっていただきたいと思うのですが、この中にある新規事業の「児童育成支援拠点事業」と「かつしか子ども応援事業」の中身が似ていると思うのですが、どう違うのか教えていただきたいです。また、応援事業の課題をどのように考えているか教えていただきたいです。

子ども・子育て計画担当課長

- かつしか子ども応援事業に関しては、現行、子ども未来プラザの中で実施をしている事業です。中身としては、自己肯定感を上げたりする等の取り組みを行っており、お子さんに参加していただく中で、学校や家庭など日常生活で少し課題のあるお子さんを発見し、少しでも健やかな成長に繋がるよう支援する事業となります。こちらは、一般の自由利用のお子さん

が多いのですが、そこから課題のあるお子さんを見つけて支援していくというところで、支援が必要なお子さんの利用が少ない状況が課題と思っております。そうした中で、国の方から、2番にあります児童育成支援拠点事業として、家庭や学校に居場所のないお子さんの居場所を用意するように言われております。よって、我々としてやっていかなければならないことから、2番のところに位置付けておりますが、今、子ども未来プラザという誰でも自由に来られる施設と、どのようにすみ分けしていくのかも含め、今後検討してまいります。現時点では、1番と2番に明確な違いはないですが、2番も含めて検討していかねばならないということで、一旦分けて表示しております。

委員

- 人口動態の問題として、子どもの出生数が減っていく中で、葛飾区が今も一定の人口をキープできているのは外国人の転入が多いからだと思います。今後、外国人の転入が増えた際に外国人の子どもたちが小学校に上がった際の対応をどのように考えていくのでしょうか。外国人の方は多子が多いので、どのように区としてやっていくか。実際、住民票を置いたら、区として支援しなければならない。その定めを持っている以上、どのようにやっていくのか。考え方、宗教的違い、倫理観の違い、生活の違い等がある方々に、日本流の子育ての理念の中でどう納得させていこうと考えているのか具体的に教えてください。

子ども・子育て計画担当課長

- 出生数は下がっている中で、区の人口は増え続けています。そのあたりは、ご指摘の部分も大いにあると思っております。計画の策定に絡めてお答えしますと、外国人の方の対応については、色々な場面で課題があると認識しておりますが、今回、施策面で外国人の方に特出しをして何か対応というものは表しておりません。外国人の方や外国にルーツのある方への支援事業は個々にはありますが、この問題は子育てのみならず、大人の方も含めた庁内全体の問題になってきていますので、そのあたり、庁内で整理がされていく中で、子育ての方への政策に繰り上がっていくことになるかと思っております。

委員

- 外国人の子どもたちに日本流の考え方を分かってもらうということは、実はすごく大事なことです。ただ、保護者の立ち位置等でなかなか強制することはできませんが、小さい頃からしっかりとやっていくことが、一つの社会的な混乱を将来に残さない大事な作用ではないかなと思います。ですから、そういうマイノリティ的な方々を無視せず、ある程度そういうところもどのように同化させるか。日本人は色々な民族の同化で、こういう形に来ているんだろうと思いますので、その辺を踏まえたことを施策の中で取り組んでいただくようお願いしたいです。

副会長

- 葛飾区に限らず、日本全体で取り組まないといけない論点です。改めてその点について論点を提起していただきましてありがとうございました。
- 本計画の素案及び新規3事業について、委員の皆様から特にご意見がないようでしたらご了承いただいたということとなりますがよろしいでしょうか。
(委員一同異議なし)
- それでは、次の議事へ進みます。

(2) 葛飾区少子化対策に関する区民意識調査報告について

副会長

- 次に議事(2)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(資料3「少子化対策に関する区民意識調査」)

- 8月9日に開催した第47回子ども・子育て会議で、調査結果の速報値をご報告させていただきました。この調査について、今般、報告書がまとまりましたのでご報告するとともに、調査結果の計画への反映についてご説明いたします。
- 葛飾区子ども・若者総合計画への反映について、葛飾区少子化対策区民意識調査の調査結果を踏まえた課題に対して、総合計画の該当する基本方針に紐づいた施策事業を位置付け、結

婚・妊娠・出産を希望する若者や、妊娠・出産を希望する子育て家庭への支援につなげていきたいと考えています。そこで調査結果を踏まえた課題について我々が考えているものを4つご報告いたします。

- 初めに、子どもを持つことについての課題です。調査結果から、今後子どもを欲しいかについての問いに対して、「子どもを欲しい」と回答した方のうち、「現在妊活をしていない」との回答が4割を超えています。このうち、現在妊活をしていない理由についての問いに対して、「妊活に必要な経済的な負担が大きく、経済的な理由から取り組むことができない」との回答が2割を超えていました。また、理想の数の子どもを持つために必要な条件についての問いに対して、「経済的な安定や十分な収入」との回答が9割を超えています。
- これらの課題に対し、子ども・若者総合計画では（2）に掲載した方向性を示し、例えば、希望する世帯が子どもを持つことができるよう特定不妊治療とともに自費で実施した先進医療に関わる医療費に対する経済的な支援を行うなど方向性を打ち出し、課題それぞれに対応する支援を行ってまいります。（3）については、計画のどの基本方針と施策に該当するかを記載しております。
- 次に、母子の健康についての課題です。調査結果から、子育て費用の中で特に負担とを感じるものや負担と予想されるものについての問いに対して、「医療費の負担」が2割を超えていることが分かりました。また、少子化対策として自治体に取り組むべきと考える具体的な事業や取組についての問いに対して、「子どもの医療・健康支援策の充実」が5割近くになっています。これらの課題に対し、（2）の方向性と（3）の基本方針及び施策に整理することを考えております。
- 次に、希望する若者の結婚についての課題です。調査結果から、結婚願望の有無についての問いに対して、結婚に前向きな回答が9割近くとなっていること、このうち「現在婚活をしていない」との回答が8割近くを占めていることが分かりました。また、現在婚活をしていない理由についての問いに対して、「出会いの機会が少ないため」との回答が4割近くとなっていること、結婚したら気になることについての問いに対して、「家事や育児の負担」との回答が6割近くを占めているほか、「仕事やキャリアへの影響」との回答が3割を超えていることが分かっています。これらの課題に対し、（2）の方向性と（3）の基本方針及び施策に整理することを考えております。
- 次に、仕事と子育ての両立についての課題です。調査結果から、理想とする人生についての問いに対して、「子育てと仕事の両立を図りたい」との回答が約5割となっていることや、理想の数の子どもを持つために必要な条件についての問いに対して、「家庭と仕事の両立がしやすい環境」との回答が約8割となっていることが分かっています。これらの課題に対し、（2）の方向性と（3）の基本方針及び施策に整理することを考えております。
- 以上、調査結果からの課題を計画にどのように反映していくかについてご説明いたしました。資料3別紙として「少子化対策区民意識調査結果」を添付しております。
- 調査結果の詳細については、後ほどご覧いただければと思いますが、今回、報告書を作成するに当たり、男女別や年齢別のクロス表を掲載しております。また、一部ではございますが、性別と年収別等の項目を2重にクロスさせた表も作成いたしました。59 ページ以降には、設問の自由回答の一部を掲載しています。また、74 ページ以降は、「少子化対策に関する事業所ヒアリング結果」となっております。従業員規模の異なる2社にご協力いただき、少子化対策の中でも子育て支援を切り口としたヒアリングを行いました。結果については、79 ページにまとめておりますが、民間企業において、子育て支援の取組の強化により、組織の成長や持続的な発展に寄与することが期待されていることが分かっております。

副会長

- ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

委員

- 仕事と子育ての両立についてです。他の調査でも、新入社員に聞くと8割ぐらいは育休を取りたいと思っても、実際取得しているのはまだ30%ぐらいです。以前と比べると、だいぶ伸びてきていますが、職場の雰囲気などがものすごく大きな部分を占めています。制度自体をよく知らないこともあるかと思いますが、事業者側が本当にどれだけ変わっていけるか、人的資産をどれだけ大事にしていけるかという部分がかなり大きなウェイトを占めているか

なと思います。取りたくても取れないという人が多い。そこから始められると、かなりの部分でパパ、ママともに両立ができるようになる可能性が上がると思います。それがどうしてもママの方に負担がいて、仕事も子育ても家事もというパターンがどうしても自然に出来上がっている状況がまだあるので、事業者側への働きかけはもちろん、個人の働きかけも当然大事だと思います。アンケートの中でキャリアを大事にするか、家庭を大事にするかというアンケートを見たんですが、家庭を大事にする方が圧倒的に多かったです。そうであれば、実現するにはどのようにしたら良いか、ある程度示してあげないと、ママばかり負担になりパパは仕事だけという状況が作られていくのかなと思うので、母子手帳をもらう時などに、お話できるといいのかなと思いました。

- 他のデータでもありましたが、共働きで女性が正社員で頑張っている、6歳か7歳になると、女性が一気に非正規に変わったり、仕事を辞める方が多いそうです。やはり小学校に上がって、両方フルタイムで働くときつくなるというのも当然あると思います。保育園時代から、朝7時から最後の8時までずっと預けている状況が続くと、小学校に上がった後の対応が難しくなるので、保育園に行っている時からある程度、仕事のやり方など両親が調整していかないといけないと思いますし、こうしたことを含めて、知る機会があると少しずつでも変わってくると思いました。

子ども・子育て計画担当課長

- 我々の計画の中でどんな形で触れているかという、今回のまとめ資料の課題に対する主な方向性でいくつか挙げております。一つは子育てするご本人たちへのアプローチということで、ワーク・ライフ・バランスについて周知していくことが一番大事かなと思います。もう一方では、企業側では職場の雰囲気的大事というお話もありました。我々としては、基本的に区内企業にアプローチすることになってきます。先ほどの説明の中でご紹介した通り、区内企業の社内でお子さんを育てている方たちへのサポートや、頑張っている企業をピックアップして報告書にまとめさせていただいたところであり、今後はこの報告書を活用し、結果的にそこで働きたい方が増えたり、自分たちのためにもなることも含め、他の企業さんにも知っていただくのが大事だと思っております。

副会長

- ありがとうございます。他にございますか。

委員

- 少子化の問題はすごく難しく、やはり経済的なものが一番大きな足枷になっていると思います。お子さんを作っても、お子さんを育てて教育していくお金が、一番必要だと思いますし、経済的なものを確保するため、共働きになる方が多いと思います。そこに対してどのように対処していくか。区は様々な施策をしたり、無償化にしたりとすごく良くやっているといます。ただ、これは今一つの対応策でしかなく、根本的に子どもを作りたいと思ってもらうためには、もっと早い時点でやらなければならないと思います。例えば、中学生や高校生に子どもを作るということはどういうことなのか、作らないと何が起るかということを説明しておく必要があるのではないかと。中国は一人っ子政策をしたこともありましたが、国が悪化し、これに対してすごく危機感を持って取り組んでいる。よって、子どもを負担なく作れるような環境整備が社会としてできる中でやるしかないと思っています。
- 今欠けているのは教育だと思います。教育の段階で、子どもを作るということはどういうことなのか、子どもを育てる上でどのような楽しみがあるのか、若い人たちにはまだ想像できないんだと思います。それから、入ってくる性的な情報がSNSとか流れるだけで、きちんとした教育がなされていないんだと思います。区としても、積極的に教育委員会とかが踏み込んでいくということも絶対必要です。妊娠に関しては、医学が進歩して、妊娠しても中絶薬があります。ただ、子どもが必要だと考えるタイミングについても教えていくことが大事かなと思います。このあたりは、今までどこも踏み込めていないと思いますので、きちんと話ができる人が、区内の中学校や高校でお話していくのがいいと思います。これは養護教諭では無理かなと思いますので、ある程度知識を持った医師とかが話すのがいいかなと思います。どうして子どもを作る必要があるのか、分かってもらうことはすごく大事です。これは、今たくさん話が出ているお父さんへの支援についても、全く同じだと思います。もっと若い世代に教えていくということが絶対必要だと思うので、その辺を考えてみていただけないでしょ

うか。なかなか踏み込みづらいとは思いますが、考えていただけるとありがたいです。

子ども・若者計画担当課長

- 今いただいたご意見ですが、例えば今回のアンケートの中で 34 ページにあります、理想の数の子どもを持つために必要な条件に対する回答のうち、93.2%の方が経済的な安定や十分な収入との回答でした。冒頭でご指摘をいただいたように、対応策は様々やっておりますが、経済的な安定が求められているのは変わらないと思います。その中で、若い方たちへのアプローチということで、今般、国や東京都でも様々な少子化の対策が始まっています。我々も参考にしたいなと思っているのが、東京都で実施しているライフプランのセミナーです。大学生ぐらいの方たちに向け、将来家庭を持ったり、お子さんを持つ生活はこういうものだよと説明しています。先ほど、中学生や高校生からというお話ではありましたが、若い方たちにライフプランとかライフデザインをどう伝えていくか、今いただいた意見も参考に、我々も考えていければと思っております。

副会長

- ありがとうございます。少子化の問題は、未婚化の問題や若者問題、教育の問題ともつながっておりますし、日本だけでなく東アジアをはじめ、ヨーロッパ、北欧の方でも大変問題になっているところですので、いろんな角度から取り組んでいければと思います。

子育て支援部長

- 一点補足なんですけど、やはり今回、少子化対策ということで、国の方からもこども基本法やこども大綱に出ております。区としては、社会のために子どもを作るべきである考えはもちろん分かっておりますが、一方で子どもを作りたいと考えているけれども、何かしらの障壁というか、ハードルがあって作るのを躊躇している、ためらっているというような方の支援をまず対応していきたいなと考えております。また、教育委員会から、教育指導課長が来ておりますが、命を大切に教育というのも、義務教育段階で今実施している状況があると思います。社会的に人口が減少していくとどうなるか、子どもたちにも知ってもらい、なおかつ命の大切さということも説きながら、最終的に子どもを作っていきたいのか、作りたくないのかということをご自己決定も含めてやっていただけるような、そんな方策を取ればいいのかと考えております。

副会長

- ありがとうございます。

委員

- 少子化対策のところで、幼稚園や保育園、小学校の父母の活動を応援してくださるといいなと思っております。独身の時代は自由時間が多くあるのですが、結婚すると自由な時間が減ったり不便になったり、子どもが生まれるとさらに自分の時間が減ります。客観的に考えるとお金もかかるし、自由な時間も減るのに子どもを持ちたいという人が大勢いる。幼稚園で子育ての仲間がいると、子どもは1人でいいと思っていたけども、2人目、3人目が欲しくなりましたというような方が大勢いらっしゃると思います。経済的な面はもちろん区としてサポートいただくことは大事だと思うのですが、子育てをする仲間がいるなど、生活を楽しめるコミュニティがあることも少子化対策の一つの大事な面だと思っています。そういった面で幼稚園や保育園や小学校の保護者間のコミュニティや関係をつくる。そういったところにも目を向けていただけると嬉しいなと思っております。
- 今回、大企業ともう1社の計2社のアンケートが載っていましたが、区役所の方のアンケートはないのでしょうか。区の方が率先してワーク・ライフ・バランスをとった働き方のモデルを示していただくのもいいのかなと思いました。

子ども・子育て計画担当課

- 仲間づくりのサポートについてです。計画書に記載の個別事業の中では、いくつか事業はありますが、個別にどのような形でやっていくか、全体として受け止めさせていただきます。具体的に、どのようなことをやっていくか、この計画書に細かく記載するわけではないですが、今いただいた意見を参考に実施していきたいと思っております。
- 区の職員のアンケートについてです。日頃の働く環境に関してのアンケートは庁内で実施されておりますが、ここまで子育てに踏み込んだアンケートはないのかなと思いますので、その辺りについては、我々としても少し興味を持って研究していきたいと思っております。

副会長

- ありがとうございました。他にご意見、ご質問がなければ、次の議題にまいりたいと思います。

(3) 令和6年葛飾区子育て支援に関するアンケート調査結果について

副会長

- 次に議事(3)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(資料4-1「子育て支援に関するアンケート調査結果」)

- こちらは例年実施しているアンケート調査で、保育所や幼稚園等を利用する保護者を対象とし、地域バランスを見ながら施設を選定して回答をお願いしているものとなります。また、令和3年度から、保護者のみではなく小中高生に対しても一部の設問についてアンケートを行い、保護者視点の事業評価だけでなく、子どもの視点で事業の評価を得ることで、今まで以上に子どもの最善の利益を実現できるよう事業の検討や見直しの基礎資料としております。
- 令和6年度の結果は、全体の配付数2,660部に対し、保護者の回収数850部、回収率42.6%、子どもの回収数172部、回収率25.9%となっており、保護者・子どもともに昨年度よりも低い回収率となりました。
- それでは報告書4ページをご覧ください。このページの最上段[全体]に記載しておりますが、各質問項目における平均得点については、「そう思う」を5点、「ややそう思う」を4点、「どちらとも言えない」を3点、「あまりそう思わない」を2点、「そう思わない」を1点と配点し算出しております。
- 例えば、下のグラフ右側に平均点を記載しております「(3) 延長・休日及び子どもの病気などに対応する多様な保育が充実している」という設問が掲載されています。こちらは平均点が2.98点となっており、「どちらともいえない」の3点を下回っている結果となっています。そのため、引き続き基本目標1の「教育・保育体制の充実」に位置付けた事業を推進していく必要があると考えています。なお、今回の調査で平均点を下回った質問は31問中9問となっております。
- それでは昨年度調査と比較して変化のあった回答について、主だったものをご説明いたします。22ページをご覧ください。「(24) 学校においては、勉強に取り組める環境が整っている。」という設問について「ややそう思う」の回答が6.8ポイント増加しています。学校における勉強に取り組める環境について、肯定的な意見が7割を超えているため、評価をいただけているものの、より評価をいただけるように計画に位置付けた事業を着実に実施してまいります。
- 続きまして30ページをご覧ください。「(34) 安心して子育てができる環境について、葛飾区を総合的にどのように評価しますか。」という設問では「非常に良い」「良い」といった肯定的な回答が6割近くとなっており、これまで着実に続けてきた区の子育て施策を一定程度評価いただけているものと考えております。なお、資料の31から53ページには、自由意見欄でいただいた保護者からのご意見を掲載しております。こちらは資料として後ほどご覧ください。
- 続きまして、54ページのⅢ調査結果(子ども)をご覧ください。令和3年度からは、小中高生にも一部の設問についてアンケートを行っており、各設問事項における平均得点は全て3点を上回る結果となっています。個別の設問では58ページ「(7) 学校では、勉強に取り組める環境が整っている。」の「そう思う」の回答が14.6ポイント増加しています。先ほどの保護者向けの設問と同じく、肯定的な意見が増えている結果となっております。
- 次に60ページをご覧ください。「(11) 虐待(暴力)から守られ、気軽に相談できる環境が整っている。」の設問について、昨年度より「そう思う」または「ややそう思う」といった肯定的意見が増加しています。昨年の児童相談所開設や葛飾区子どもの権利条例の制定が少なからず影響しているものと考えております。
- 最後に62ページをご覧ください。「(14) 自分の考えや判断を表現できる力を身につけ、大

人に成長していく環境について、葛飾区の取り組みをどのように評価しますか。」について、「非常に良い」の肯定的な回答は5割を超える結果となりました。今後も、子どもにとってより良い環境の在り方について検討していく必要があると考えています。

- 63～64 ページについては、お子様からいただいた自由意見になります。また、昨年度より子ども基本法の趣旨を踏まえ、アンケートでいただいた子どもからの意見に対する区の対応について、回答の作成及び周知を行っています。そこで、今回いただいた意見に対して、所管課にて回答を作成したものが資料4-2「子どもからの意見一覧（令和6年度）」となっております。こちらを報告書公表時期と合わせてホームページにて公開する予定です。また、無記名のアンケートのため、ご意見をいただいたお子さんに直接区の考えをお示しすることは難しいですが、調査票を配付した施設において資料を掲示することで周知をしております。内容は、資料として後ほどご覧ください。以上が令和6年度のアンケート調査結果となっております。

（資料4-3「子育て支援に関するアンケート調査結果について」）

- 子育て支援に関するアンケート調査結果について、葛飾区子ども・若者総合計画への反映をどのように行うか検討いたしました。現行の第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況を確認するため、葛飾区の子育て支援に関するアンケート調査を実施しているところです。令和3年度から令和6年度までの調査結果を基に、経年推移から見出した課題に対して方向性を示すとともに、その課題に対応する施策を策定中の子ども・若者総合計画に位置付けることとしました。課題の抽出に当たり、各年の調査回答から肯定意見（「そう思う」「ややそう思う」の合計）の推移を検証し、①肯定意見が3割未満または②肯定意見が減少傾向にあるもので、直近の回答が3割を下回っている設問に着目して抜粋しました。
- 項目は8つございます。（3）延長、休日及び子どもの病気などに対応する多様な保育が充実している。（4）一時保育やベビーシッター利用支援事業など在宅家庭に対する保育サービスが充実している。（11）悩みを持つ若者の相談しやすい仕組みや支援体制が整っている。（16）様々な事情のある子どもが、自分らしく生き、社会的な自立につながる支援体制が整っている。（17）子どもを犯罪から守る地域の取り組みが充実している。（20）小・中学生と乳幼児が触れ合い、子育ての関心が高められる機会が整っている。（22）子育てを支援するための講座や自主サークルの活動がしやすい環境が整っている。（29）障害のあるなしにかかわらず、子どもたちが共に交流できる場が充実している。以上の設問が、基準に該当しているものになります。なお、子どもへの質問につきましては、抽出基準に該当するものはございませんでした。
- 今回、資料に経年推移と令和6年度にいただいた自由意見からの抜粋を記載しています。これらを課題として捉え、子ども・若者総合計画では（3）記載した方向性を示し、課題それぞれに対応する支援を行ってまいりたいと思います。（4）については、計画のどの基本方針と施策に該当するかを記載しております。後ほどご覧ください。

副会長

- 本日は次の会議がある関係上、時間があまりないのですが、どうしてもという意見がございましたら、お一人くらい述べていただきたいと思います。

委員

- 資料4-3の説問（3）のところについてです。延長、休日の子どもの病気などに対応する多様な保育が充実しているに対し、肯定的意見がだんだん下がってきていると思いますが、これは、一つはコロナ禍以降、保護者の受診行動に大きな変化があったからだと思っています。1日ぐらいなら病院にかからなくてもいいと思う保護者の方が結構増えてしまったのかなど。それから、もう一つは土曜日とか、保護者の方のお休みの日にしか、病院に行かないというのが現実問題になってきていることです。そのため、どこか見てくれるところが欲しいという要望が増えていると思いますが、これは、小さい子どもに関して、容認しがたいことだと思っています。病気になったときに、病児保育を全面的に押し出すのは絶対に反対で、そのときは親が付き添うということが子どもの心のケア等に非常に重要なところです。子どもが病気になったときには、必ず親が休める社会を作らなければならないと思います。どうしても休めないこともあると思いますが、ここの部分に関しては、非常に問題が根深いと思います。医療機関は、休日は休日体制になっているので、完璧な医療はできないん

です。そのため、平日の小児科が開いている時間に来院できる体制、それを確保できる子育て支援があるべきだと思います。現状の傾向を考えると、親がある程度、子育てを放棄しているんだろうと思います。社会環境や周りを取り巻く環境により、放棄せざるを得ない状態に追い込まれているのかとは思いますが、やはり子どもが病気になったときには、親がついてるのが基本だろうと思います。入院の場合だと、ケアハウスを作っているところもありますが、子どもが病気のときに親が子どもから離れるということは絶対許せないです。ですから、きちんと休める体制を社会として作っていくことが必要だと思いますし、きちんと啓発していかなければいけないと思います。

- 保護者の受診行動についてですが、医師会の平日・夜間の子どもの診療所には、あまり来院されません。休日にも来ません。なぜ来ないか。一つはインターネットで病院を検索するとファストドクターに繋がるようにできています。1日ぐらいなら病院に行きたくない、自分で受診行動を起こさなくなります。今は割と医療が発達しているので子どもは死なないで済みますが、昔は死にましたから。その辺を考えると、非常に怖いと思っています。休日診療所は、基本的に薬を1日分しか出しません。休日ですし、普段見ている子どもではないですから。でも、そこで翌日改めて受診してくださいと言っても来院しない保護者もいます。休日・夜間専門でやるクリニックも出ていますが、そのようなクリニックでは5日分の薬を処方します。なんとか凌いでいるという状況ですが、これは決して良いことではないと考えています。この辺の受診行動に対する親の甘さというのかな。今の保護者は子どもは死なないと思っていますが、ここは大きな間違いです。子どもって一歩間違えるとすぐ死んでしまうことがあるんです。でも今は医療が進歩しているので、PICU もあったりと、色々な形で助けてあげられますが、助けることができて、障害が残ったりすることもあるので、そう考えると怖くてしょうがないという気持ちが正直あります。ですから、子どもが病気になった時に、きちんと病院に通院する環境を整えること、この必要性を保護者の皆さんに知ってもらいたいと思っています。今の子どもたちが現在の状況下で育ってしまうと、それが当たり前になってしまうのではと思い、すごく怖いです。保護者の方たちに病気の時の考え方を改めていただくとともに、病気の子どものがいたときには、どちらかの親がついていられる社会になって欲しいなと思っています。ぜひその辺を考えていただき、病児保育等の充実に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

子ども・子育て計画担当課

- 確かにこのアンケートの中でお答えいただいた自由意見の中では、病児保育の充実という声が多数寄せられておりました。そういった中でそれが本当にいいのかというところ、また、親の責任であったり、親が本来見るべきというところに関して、おっしゃる通りの部分もあると思っています。我々としては、区民の方たちからそういう声がある中で、本来どうあるべきかということも含め、啓発についてもしっかりやっていきたいと思っています。

子育て支援部長

- なかなか本来どうあるべきかというのは個々の生活がございますので、難しいところではございますが、間違いなく申し上げられるのは、今、おっしゃっていただいたように、やはりどのような形で子どもを見られるのかという選択肢が広がることであると思います。その中で、やはり、子どもが苦しんでいるとき、病気のときに親がついてあげられるというところの幅を広げてあげるといえるのは、間違いなく大事なことでと思っていますので、そういったことを我々の方でどういう形で進めていけるのか。そしてまた一方でそれが完全にいきなり実現するというのもなかなか難しいところの中で、病児の制度を充実させる、あるいは維持していくのかということを考えております。

委員

- 私自身。病児・病後児協議会で、葛飾区の病児・病後児をまとめております。私どもも、先ほどの考えのとおりで「病気のときは親が見る」です。それから、具合が悪くなったら体調不良型預かりがありますが、それについて私どもは反対をしています。病気になったら、熱が出たら、保育所から連絡をもらったらすぐ迎えに行くということです。葛飾区は病児よりも病後児保育が充実しています。それは病気の真最中は必ず家庭で見るとしているからです。本当に必要ならば病児も必要ですが、回復期になってあと1日お家で過ごせば元気に保

育所、幼稚園に行ける部分を支援していこう。その部分は休暇を取らなくて済む。というところで私どもの協議会は進んでおります。ですので、病児よりも病後児保育、特に保育所併設型の病後児保育を検討していただければ、子どももそれから働く親にとってもプラスになる事業ではないかと思っています。全国を見て、病児よりも病後児保育施設が多い行政区は葛飾区しかございません。

副会長

- 病児保育・病後児保育の専門のご立場から議論をまとめてくださりありがとうございました。このアンケート調査に対しまして色々なご意見、ご感想があるかと思いますが、この場で伝えきれなかった部分に関しては、机上に配付されております意見確認表の方に書いていただくか、メールなどでご意見等を寄せていただければと思います。

5 閉会

副会長

- 最後に事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

- 次回の子ども・子育て会議は令和7年2月3日（月）14時からを予定しております。詳細が決まり次第、開催通知をもってご連絡いたします。

副会長

- ご質問、ご意見等、他にないようであれば、本日はこれで閉会とさせていただきます。長時間のご協力ありがとうございました。